

特定非営利活動法人化粧品・日用品微生物センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人化粧品・日用品微生物センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、日常使用する化粧品や日用品等の衛生的使用に関する支援・啓発活動を行うとともに、化粧品や日用品の微生物学的品質向上に資する環境の醸成を支援することで、消費者を保護し、安全な社会の実現と公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 化粧品・日用品の衛生的使用・保管に関する支援・啓発事業
- (2) 消費者保護を目的とした化粧品・日用品の微生物学的品質向上支援事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し法人の運営や事業の執行に参画するために入会した個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して知識や技術を習得するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既に納入した入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会

を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長及び副理事長は、この法人を代表する。

- 2 理事長は、この法人の業務を総理し、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の

任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び予算並びにその変更

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任及び解任

(6) 役員の職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 資産の管理の方法

(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。）によって、理事会に出席し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事及びオンライン会議システムにより出席した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所（オンライン会議システムにより開催した場合にあっては、その方法を含む。）

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 34 条第 3 項の規定により、理事会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	徳 田 一
副理事長	大 谷 正 彦
	鈴 木 留 佳
理 事	坂 上 吉 一
	久 米 田 裕 子
	土 屋 禎
監 事	松 田 潤

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額と

する。

(1) 入会金

正会員 個人 5,000 円

一般会員 個人 5,000 円

団体 10,000 円

(2) 年会費

正会員 個人 5,000 円

一般会員 個人 5,000 円

団体 1 口 20,000 円 (1 口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人化粧品・日用品微生物センター

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	○理事・監事	トクダ ハジメ		有・○無	理事長
		徳田 一			
2	○理事・監事	スズキ ルカ		有・○無	副理事長
		鈴木 留佳			
3	○理事・監事	オオタニ マサヒコ		有・○無	副理事長
		大谷 正彦			
4	○理事・監事	サカガミ ヨシカズ		有・○無	
		坂上 吉一			
5	○理事・監事	クメダ ユウコ		有・○無	
		久米田 裕子			
6	○理事・監事	ツチャ タダシ		有・○無	
		土屋 禎			
7	理事・○監事	マツダ ジュン		有・○無	
		松田 潤			
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人化粧品・日用品微生物センター

1 事業実施の方針

令和8年度は当法人の設立年度として、定款に定める2つの事業の柱に基づき、活動の基盤を構築します。第一に、「化粧品・日用品の衛生的使用・保管に関する支援・啓発事業」として、主に一般消費者を対象に、製品の安全な使用方法に関する知識を普及させます。第二に、「消費者保護を目的とした化粧品・日用品の微生物学品質向上支援事業」を展開します。本事業は、化粧品・日用品関連の事業者を直接の支援対象としますが、これは特定の業界の利益（共益）を目的とするものではありません。事業者の品質管理技術を底上げすることで、市場に流通する製品全体の安全性を高め、製品を使用する不特定多数の一般消費者を微生物による健康被害から守ること（公益）を最終目標としています。これらの活動を通じて、当法人の社会的意義と専門性を広く周知し、安全な社会の実現を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 436.5 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
化粧品・日用品の衛生的使用・保管に関する支援・啓発事業	法人ホームページにて、化粧品・日用品等の安全な使用・保管方法に関する情報を発信	随時	法人事務所	1人	一般市民、消費者	不特定多数	15
	NPO 法人カビ相談センター「生活とカビに関する講演会」にて一般市民向けの化粧品・日用品のカビ対策の講演を実施	6月	東京都大田区	1人	一般市民、製品の衛生に関心のある方	80人	22
	日本防菌防黴学会年次大会にて、「化粧品の微生物汚染原因による回収事例の解析と消費者への注意喚起」をテーマに研究成果を報告	9月	東京都品川区	2人	学会参加者、研究者、関連事業者等	300人	30
	NPO 法人カビ相談センター「生活環境とカビ管理対策セミナー」にて一般市民向けに講演	10月	大阪府大阪市	2人	一般市民、製品の衛生に関心のある方	50人	22
消費者保護を目的とした化粧品・日用品の微生物学的品質向上支援事業	化粧品・日用品事業向け微生物管理基礎セミナーの開催	第二四半期	東京都北区	3人	化粧品・日用品の製造・販売等に携わる事業者。HP	40人	220

					等で広く公募し、とくていの事業者に限定しない。		
	事業者（企業等）向け微生物管理に関する個別相談会の実施	随時	相談者事業所	4 人	微生物管理に課題を抱える化粧品・日用品関連事業者	5 人	127.5

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人化粧品・日用品微生物センター

1 事業実施の方針

令和9年度においては、初年度に築いた活動基盤を基に、各事業の深化と定着を図ります。「化粧品・日用品の衛生的使用・保管に関する支援・啓発事業」では、継続的な情報発信と講演活動により、一般消費者の製品安全に関するリテラシー向上を目指します。「消費者保護を目的とした化粧品・日用品の微生物学的品質向上支援事業」では、事業者への支援が最終的に消費者保護につながるという公益目的に基づき、基礎的な内容に加え、より専門的なセミナーや実技講習会を展開します。これにより、国内事業者の品質管理レベルの底上げを促し、市場全体の製品安全性を高めることで、消費者保護を一層推進します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 752.5 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
化粧品・日用品の衛生的使用に関する支援・啓発事業	法人ホームページにて、化粧品等の安全な使用・保管方法に関する情報を継続発信	随時	法人事務所	1人	一般市民、消費者	不特定多数	15
	NPO 法人カビ相談センター「生活環境とカビ管理対策セミナー」にて、一般市民向け講演を実施	6月	東京都大田区	1人	一般市民、製品の衛生に関心のある方	80	22
	日本防菌防黴学会年次大会にて、当法人の活動内容と消費者啓発の成果を報告	9月	大阪府千里市	2人	学会参加者、研究者、関連事業者等	300	124
	NPO 法人カビ相談センター「生活環境とカビ管理対策セミナー」にて一般市民向け講演を実施	10月	大阪府大阪市	2人	一般市民、製品の衛生に関心のある方	50	22
消費者保護を目的とした化粧品・日用品の微生物学的品質向上支援事業	化粧品・日用品事業者向け微生物管理セミナーの開催	第一四半期	東京都北区	4人	化粧品・日用品の製造・販売等に携さわる事業者。HP	40人	220

					等で広く公募し、特定の事業者限定しない。		
	化粧品や日用品の微生物管理に関する Web セミナーの開催	第二四半期	法人事務所	1 人	化粧品・日用品の製造・販売等に携わる事業者	20 人	75
	品質管理担当者向け微生物試験法実技講習会の開催	第三四半期	神奈川県藤沢市	2 人	化粧品・日用品の製造・販売等に携わる事業者	5 人	147
	事業者向け微生物管理に関する個別相談会の実施	随時	相談者事業所	4 人	微生物管理に課題を抱える化粧品・日用品関連事業者	5 人	127.5

令和8年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人化粧品・日用品微生物センター

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		230,000
正会員受取入会金	50,000	
一般会員（個人）受取入会金	50,000	
一般会員（団体）受取入会金	10,000	
正会員受取会費	50,000	
一般会員（個人）受取会費	50,000	
一般会員（団体）受取会費	20,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		380,000
化粧品・日用品の衛生的使用に関する支援・啓発事業収益	0	
化粧品・日用品の微生物的品質向上支援事業収益	380,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		610,000
【B】 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		436,500
会議費	0	
旅費交通費	48,000	
学会等参加費（事業用）	46,000	
消耗品費	0	
試験委託費	0	
印刷製本費	10,000	
業務委託費	85,000	
通信費	15,000	
諸謝金	92,500	
雑費	140,000	
事業費計		436,500
2 管理費		0
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		84,100
会議費	5,000	
旅費交通費	20,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	10,000	
印刷製本費	9,100	
地代家賃	0	
消耗品費	20,000	
減価償却費	0	
雑費	20,000	
管理費計		84,100
経常費用計		520,600
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		89,400
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		89,400
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③－④+⑤		19,400

令和9年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人化粧品・日用品微生物センター

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		380,000
正会員受取入会金	5,000	
一般会員(個人)受取入会金	50,000	
一般会員(団体)受取入会金	50,000	
正会員受取会費	55,000	
一般会員(個人)受取会費	100,000	
一般会員(団体)受取会費	120,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		630,000
化粧品・日用品の衛生的使用に関する支援・啓発事業収益	0	
化粧品・日用品の微生物的品質向上支援事業収益	630,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		1,010,000
【B】 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		752,500
会議費	0	
旅費交通費	146,000	
学会等参加費(事業用)	46,000	
消耗品費	20,000	
試験委託費	0	
印刷製本費	10,000	
業務委託費	160,000	
通信費	15,000	
諸謝金	215,500	
雑費	140,000	
事業費計		752,500
2 管理費		0
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		75,000
会議費	5,000	
旅費交通費	20,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	10,000	
地代家賃	0	
消耗品費	20,000	
減価償却費	0	
雑費	20,000	
管理費計		75,000
経常費用計		827,500
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		182,500
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		182,500
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		19,400
次期繰越正味財産額③-④+⑤		131,900

特定非営利活動法人 化粧品・日用品微生物センター 設立趣旨書

化粧品や洗剤などの日用品は、私たちの生活を快適で健やかに保つために欠かせない存在です。しかし、これらの製品が微生物によって汚染されるリスクがあることは、残念ながら社会に広く認識されているとは言えません。一度、微生物汚染が発生してしまうと、製品の品質が損なわれるだけでなく、使用する方の健康にまで影響を及ぼす危険性があります。

食品と異なり、化粧品や日用品は開封してから長期間にわたって使用されることが多いため、私たち一般市民一人ひとりが、微生物や水分、汚れなどが混入しないよう、適切に使用・保管することが大切です。同時に、製品を提供するメーカー側にも、衛生的な環境で製造することはもちろん、万が一使用中に微生物が混入しても、その増殖を抑えられるような製品を設計する努力が求められます。

しかしながら、一般市民が製品の正しい使い方や保管方法を学ぶ機会是非常に少ないのが現状です。この課題は、国際的にも重要視されており、日本や欧米等の規制当局が参加する「化粧品規制協力国際会議（ICCR）」においても、消費者が製品を安全に使用するための情報提供や啓発活動の必要性が提言されています。微生物による汚染は見た目では判断が付きにくいいため、多くの方が知らず知らずのうちに汚染された製品を使い続け、健康を損なうリスクに晒されています。

一方で、メーカー側、特に中小企業においては、専門人材や研修体制の不足から微生物対策が追いついておらず、市場全体のリスクを高める一因となっています。

私たち設立メンバーは、長年にわたりメーカーの微生物技術者として、化粧品関連の工業会などを通じて、業界内の技術レベル向上のための情報提供に尽力してまいりました。しかし、そうした活動は特定の会員企業に向けたものが中心となり、業界の垣根を越えて広く情報を共有することや、何よりも製品を実際に使用される一般市民の皆さまへ直接情報を届けることには、大きな限界があることを痛感しておりました。

このような現状を抜本的に改善し、不特定多数の市民を微生物汚染のリスクから守るためには、特定の企業の利害に縛られることのない、公正・中立な立場から、科学的根拠に基づいた正確な情報を社会全体に提供していく「公の器」が不可欠であると確信しております。その上で、この活動に社会的な信頼性と継続性をもたらすためには、個人や任意団体ではなく、情報公開が義務付けられた特定非営利活動法人が最良の形態であると結論いたしました。そこで私たちは、この公益目的を達成するため、特定非営利活動法人を設立する決意をいたしました。

法人設立後は、健全な組織運営を活動の基盤といたします。法令遵守はもとより、多様な視点を持つ理事会構成、徹底した情報公開を通じて、組織運営の公正性・中立性を制度的に担保し、社会的な信用を確立してまいります。また、複数の財源確保に努め、堅実な運営を行うことで、活動の持続可能性を高めてまいります。

具体的な活動としては、消費者と生産者の両面からアプローチします。第一に、専門知識を持たない一般市民の皆さまに分かりやすい情報を提供し、製品の適切な使用・保管方法に関する知識の普及を図ります。第二に、特にリソースが限られる中小企業等を対象に、微生物管理に関する普遍的な科学的知識を提供し、市場全体の製品安全性の底上げを支援します。後者の活動は、特定の企業・業界を利するものではなく、あくまで消費者保護という公益目的を達成するための重要な手段です。

これら両輪の活動を通じて、誰もが安心して化粧品や日用品を使い、快適で安全に暮らせる社会の実現を目指して、真摯に活動していく所存です。

申請に至るまでの経緯

令和6年2月6日 特定非営利活動法人日用品・化粧品微生物センターの設立を有志で合意

令和7年8月22日 特定非営利活動法人日用品・化粧品微生物センターの設立総会開催

令和7年 8月 22日

設立代表者

氏名 大谷 正彦